

退職後健康保険制度の自己都合での脱退手続きについて

より柔軟な社会保障の構築のため、令和4年1月1日から健康保険法等が一部改正されています。
退職後健康保険制度は、それまで自己都合での脱退ができませんでしたが、改正法施行後は、
被保険者（ご本人）の希望による届出により、脱退（資格喪失）することが可能です。

- ※）以下、任意継続被保険者制度は任継、特例退職者医療制度は特退と記す
※）改正前、任意継続は最長2年間、特退は75歳誕生日前日まで加入が条件

1. このお知らせは、脱退をお勧めするものではありません。

皆様の人生設計（健康状況、ご家族の状況、今後の収入予定など）の変化で、最適な健康保険制度をご判断ください。

2. 「資格喪失届出書」は途中で脱退する際にご提出ください。

後期高齢者加入(75歳後)の際や任意継続期間満了等、あらかじめ脱退の期日が決まっている場合は届出書の提出は
不要です。尚、再就職先の健保組合加入など、他の理由の脱退の場合はまずニコン健保組合にご連絡ください。

脱退をされる場合のお手続きについて

①「資格喪失届出書」を提出

脱退する際は、ニコン健保組合に「資格喪失届出書」を提出してください。「届出書」は
当健保HPにあります。尚、届出書は自署の記入が必要なため、原紙を郵送してください。

②脱退は届出受理の翌月1日

脱退（資格喪失）日は、届出書を健保が受け取った月の翌月1日です。
例）7月1日受理でも、7月31日受理でも、資格喪失日は翌月の8月1日です。

③次の健康保険制度加入について

次の健保の加入手続きには、当健保発行の「資格喪失証明書」が必要です。証明書は、資格
喪失日以降に発送します。例）7月受理の場合、8月1日以降に発行。事前の発行はできません。

④保険証（限度額適用認定証、高齢受給者証などの各種証も含む）の返却

任継・特退保険証と各種証は、「資格喪失証明書」が到着後、速やかに必ずご返却ください。
返却には、証明書に同封の返信用封筒をご使用ください。

⑤保険料の引落としと還付について

届出書の提出後でも、タイミングによって保険料の口座引落としが停止できない場合があります。
引落した場合や前払い分保険料がある場合は、保険証の受領後に還付手続きの案内をします。

脱退の際の注意事項

①取り消し不可：届出書の提出後の取り消しはできません。よくお考えの上でご提出ください。

②保険証の失効：届出書を提出後、健保が受理した月の翌月1日以降は、保険証はご使用できません。

万が一、失効後に医療機関で使用された場合は医療費を請求いたします。

また各種保健事業（任継特退家族健康診断等）もご利用できません。

③被扶養者（ご家族）の脱退日：加入されているご家族も、受理の翌月1日に脱退になります。

資格喪失証明書にはご家族の氏名も記載されますので、次の健保加入手続きでご利用ください。

④脱退後の再加入：同一制度（任継脱退→任継加入、特退脱退→特退加入）には再加入できません。

なお、任継を脱退後に特退に加入することは、条件を満たせば可能です。

お問い合わせ／届出書の提出先

〒140-0015 東京都品川区西大井1-6-3

ニコン健康保険組合

担当：浅野、伊藤

TEL:03-3773-1116

ホームページ <http://www.nikon-kenpo.jp/>